

生別したシングルファーザーの語りにみる
子育てをめぐるジェンダー規範
—父子家庭の形成過程に着目して

高山 純子*

Single Fathers' Gender Ideology about Child Rearing

TAKAYAMA Junko

Abstract

The purpose of this study is to examine how single fathers recognize the gender ideology about child rearing. Qualitative research methodology was utilized in this study. The semi-structured interviews were conducted from 14 Single Fathers who divorced. They had preschool children when they divorced. They live in Kawasaki, near Tokyo in Japan. The period of research was from January to May 2015.

In Japan, it was usual that mothers got the parental authorities when couples were divorced, so it was found that Single Fathers regarded living with their children as special cases. Second, there were some kinds of difficulties for Single Fathers to raise their children. They felt gender inequalities between single mothers and single fathers. Finally, it was found that single fathers recognized those difficulties as the results of "self responsibilities". They were aware of differences between single fathers who divorced and who lost their wives.

Keywords : Single Parents, Single Fathers, Gender Role, Divorce, Parenting

1. 問題の背景と目的

近年、離婚件数の増加や家族の個人化、多様化等の動向を受けて、家族の形態や機能、役割も変化してきており、その現れのひとつにひとり親家庭の増加があげられる。「平成23年度全国母子世帯等実態調査」(厚生労働省, 2011)¹によれば、全国に母子家庭は約123.8万世帯、父子家庭は約22.3万世帯あり、この数は今後も増加していくと予想されている。中でも父子家庭の増加は顕著であり、父子世帯数は2010年と2035年を比較すると53.4ポイント増加するとの推計結果もある(国立社会保障・人口問題研究所, 2014)。

このように父子世帯が増加する一方で、2010年8月に初めて父子家庭も児童扶養手当の支援対象となる等、これまで父子家庭に対する支援は母子家庭に比べて不足しがちであった。父子家庭に対する支援が看過されてきた背景には、母子世帯と比べて父子世帯の実数が少ないこと、シングルファーザーはシングルマザーに比べると正規の職に就いている比率が高く、経済力があること等をあげることができよう。しかし近年、シングルファーザーにおいても離職の可能性や貧困に陥る危険性があることなどが指摘されている。独立行政法人労働政策研究・研修機構「第3回(2014)子育て世帯全国調査」(独立行政法人労働政策研究・研修機構, 2014)では、ひとり親の低所得世帯比率の増加および貧困率の悪化を明らかにしている。その中でも父子世帯についてみると、暮らし向きが「大変苦しい」とした回答が30.2%を占める。これらの事実からは父子家庭も母子家庭との共通の

キーワード：ひとり親、シングルファーザー、性別役割、離婚、子育て

*平成26年度生 ジェンダー学際研究専攻

困難が存在していることがうかがえる。

またシングルファーザーの男性ゆえの困難も明らかになっている。「平成23年度全国母子世帯等実態調査」(厚生労働省, 2011)によれば、シングルマザーでは家事を悩みにあげる割合が1.5%に対し、シングルファーザーでは12.1%と高い。従来のな性別役割分業システムの下では父親の生活時間の多くは仕事に費やされ、家庭で家事や子育てをする余裕がないことも少なくない。そのように職業役割にのみ尽力していた父親がシングルファーザーとなって家事や育児などの家庭内役割を遂行しようとする場合、仕事と家庭の両立の困難が生じる。

このように父子家庭における困難の実態は明らかになってきている一方で、父子家庭の多様性とその中での変化についてはあまり論じられてこなかった。近年では父子世帯の中でもパートナーと生別(離婚・未婚・非婚)したシングルファーザーの増加が顕著であるが、これらの生別したひとり親は社会との規範の摩擦が大きいことが言われている(湯澤, 2013; 岩下, 2014)。こうした立場性を踏まえたうえで、シングルファーザーとして父子家庭で子どもを育てることをどのように意味づけているのかを検討する必要がある。そこで本稿では、配偶者と生別したシングルファーザーに着目し、彼らが子育てをめぐる規範をどのように認識しているか明らかにすることを目的とする。さらに「母性神話」に代表されるようなジェンダー規範が根強く存在する日本において、離別した夫が子どもを引き受ける過程やそのことが持つ意味に着目することは重要であると言える。そこで、特に生別父子家庭が形成される過程に着目する。

2. 先行研究

ひとり親に関する研究は家族、福祉、教育といった領域で、主にひとり親の経済的困難や子どもの育ちなどの観点から検討がなされてきた。特に日本においては父子家庭に比べて母子家庭の方が圧倒的に多数であることを反映して、母子家庭の困難を明らかにした研究が数多く蓄積されている(神原, 2010; 周, 2014など)。父子家庭を取り上げた研究はまだ多くはないが、シングルファーザーの働き方と家庭生活、家計の問題、男らしき規範に起因する男性ならではの困難、孤立の問題などの視角から、母子家庭のみならず父子家庭の問題にも着目する必要性が提起されてきた。

藤原(2010)によれば、これまでの日本の福祉政策は父親片働きの核家族という家族モデルが前提となって組み立てられていたため、ひとり親家庭に対する支援は「シングルマザーとその子ども」に対する福祉という要素が強く表れていた。その一方で父子家庭の数は年々増加し、中には一見、所得に問題がないように見えても実際には車や住宅のローンを抱えて厳しい生活を余儀なくされている「隠れ貧困(厚生労働省, 2013)」に陥る父子家庭の姿などが明らかになってきたと述べる。こうした背景を受けて、シングルファーザーも経済的支援の必要があると認識されるようになり、2010年には児童扶養手当法が改正され、児童扶養手当の支給対象が父子家庭へと拡大した。

またシングルファーザーの男性特有の困難にも焦点が当てられている。シングルファーザー同士の「つどい」に参加する男性の語りを分析した春日(1989)はシングルファーザーたちが慣れない家事に苦戦する状況について取り上げている。これは近代家族において母親による子育てが規範化された(落合, 2000)ことにより、父親が親になることを阻害する社会(春日, 1989)が構築されたことに由来する。春日(1989)は伝統的性別役割分業観にもとづく「母性神話」が「親としての能力をたえず無力化する」ことを指摘する。また岩下(2013)によれば、男性が子育て・家事と仕事の両方を担うことには、ふたり親の両親や、ひとり親の母とは異なる役割葛藤や困難が生じているという。すなわち男性には長時間労働や不規則な働き方を受け入れることが当然視されており、シングルファーザーが無理に子ども中心の生活をしようとする、失業の道をたどりかねない。その背景には男性の覇権的男性性に通じた働き方規範があり、「母親による子育て規範」と対をなしていると言える。

さらにひとり親家庭内の差異に着目する必要性も提起されている。湯澤(2013)は、ひとり親家庭を分断するものとして「父子家庭、母子家庭」というジェンダーによる差異、「死別、離婚、未婚(非婚)」という離別理由による差異の二つを取り上げている。離別理由によってひとり親に対する社会からのまなざしも異なり、例えば「結婚の失敗」としてスティグマ化される傾向にある「離婚」など、「不利」な理由で形成されたひとり親世帯にとってはそれが「生きづらさ」につながるという。実際に、生別世帯の方が死別世帯よりも世帯収入が低いことなどが明らかになっている(湯澤, 2013)。春日(1989)も離別したシングルファーザーたちは死別したシ

ルファーザーに比べ、地域や親族との交流が途切れがちであることなどを指摘している。そのようなさまざまな社会規範の狭間にあるシングルファーザーたちがどのように自らの経験を意味づけているのかという点は検討に値する。なお本稿では、シングルファーザーたちが子育てをめぐるジェンダー規範をどのように認識しているのかという課題に対し、特に周囲との相互作用の視点からアプローチする。

3. 研究方法

調査手法はシングルファーザーの生活の様相や規範意識を詳細に明らかにすべく、インタビュー調査を採用した。インタビュー対象者は神奈川県川崎市に在住するシングルファーザー、30名である。調査地域となった神奈川県は今後、父子世帯数の増加割合が東京都、沖縄県に次いで全国で3番目に高くなると予想されている地域である（国立社会保障・人口問題研究所、2014）。その中で川崎市は人口100万人を超える政令指定都市であり、東京で働く人々のベッドタウンとしての機能をもつ。同市において父子世帯は増加傾向にあり、一般世帯に占める父子家庭の比率は2005年のデータでほぼ全国と同じ水準である。

対象者のサンプリングは、2014年12月に川崎市が実施した「川崎市ひとり親家庭生活・就労状況等実態調査」に本調査協力意向伺いのハガキを同封し、協力可能と回答があった74名の中から30名を選定し、調査を実施した。このサンプリングにあたっては本人年齢、同居の子ども数、従業上の地位などを考慮しており、その点で理論的サンプリング（フリック、2002）に近いと言える。調査者は著者を含めて8名おり、基本的に1名の対象者に対し、2名以上の調査者がインタビューを行った。

インタビューはインタビューガイドを用いた半構造化インタビューとした。調査は2015年1月から3月の間に、公的機関施設等内、または対象者の自宅で行われた。なお、本研究においてはプロジェクトで協力を得られた30名のうち、配偶者と生別した男性を対象とする。² さらに「三歳児神話」に代表されるように、幼い子どもの子育てをめぐるジェンダー規範は根強く存在し、また家庭内役割の遂行に対する需要も子どもの年齢が幼いほど大きいことから（石井クンツ、2013）、離別の際に未就学の子どもがいたことを条件とした。³ その結果、30名のうち14名が該当した。対象者の属性（表1）として、本人年齢は40歳代が9名と最も多く、次いで50歳代が3名、20歳代と30歳代がそれぞれ1名である。ひとり親歴は最も短い事例で1年以上2年未満が1名、最長で10年以上が4名であった。世帯構成は「父子のみ」が9名、「親族との同居」が5名となっている。同居の子ども数は1人が4名、2人が9名、3人が1名である。なお1名、調査時に離婚が成立していない対象者がいたが（Nさん）、それ以外の対象者はすべて法律婚ののちに離婚を経験している。Nさんについてはひとり親歴が5～6年未満であり、すでに父子での生活が安定的なものとなっているとみなすことができるため分析対象とした。分析に使用するデータはインタビューにより得た録音データをスクリプトに起こしたものである。

分析に際しては定性データの中から対象者内・対象者間のさまざまな比較を通してカテゴリーを生成する継続的比較法（佐藤、2008）を参考にした。対象者の経験の中から子育てをめぐる規範について語られた場面を抽出し、それらを繰り返し比較検討した結果、「離別と父子での生活の実現」、「子育てにおける『不利』」、「子育ての困難に対する解釈」の3つのカテゴリーを生成した。

表1 対象者の概要

呼称	年齢	ひとり親歴	就業形態	本人年収 (万円)	同居子ども	他の 同居成人	教育歴
A	20代後半	1年～2年未満	正社員	350万円 ～400万円未満	男・未就学 女・未就学	—	大学・大学院
B	30代後半	3年～4年未満	正社員	400万円 ～500万円未満	男・小学校中学年 男・小学校中学年	—	専修学校・ 各種学校
C	40代前半	3年～4年未満	契約社員	100万円 ～150万円未満	女・中学生 男・未就学	—	大学・大学院
D	40代前半	7年～8年未満	正社員	400万円 ～500万円未満	男・小学校高学年	—	高等専門学校
E	40代前半	9年～10年未満	正社員	500万円 ～600万円未満	女・中学生	親族(女)	高等専門学校
F	40代前半	7年～8年未満	自営業	50万円 ～100万円未満	女・小学校中学年 女・小学校低学年	実母、兄	高校
G	40代前半	7年～8年未満	正社員	600万円 ～700万円未満	男・中学生 男・中学生	—	大学・大学院
H	40代後半	10年以上	契約社員	300万円 ～350万円未満	男・高校生 女・中学生	実母	高校
I	40代後半	7年～8年未満	正社員	350万円 ～400万円未満	男・中学生	—	大学・大学院
J	40代後半	10年以上	正社員	300万円 ～350万円未満	男・高卒以上(就業) 男・中卒(就業)	実母	高校
K	50代前半	6年～7年未満	正社員	500万円 ～600万円未満	女・小学校高学年 女・小学校中学年	—	高校
L	50代前半	10年以上	非就労	50万円未満	男・中学生	—	大学・大学院
M	50代後半	10年以上	アルバイト ・パート	200万円 ～250万円未満	女・中学生 男・中学生	—	大学・大学院
N	40代前半	5年～6年未満	自営業	600万円 ～700万円未満	男・中学生 女・小学校中学年 女・小学校低学年	実母	大学・大学院

4. 結果

1) 離別と父子での生活の実現

まず、対象者らが離別に至った背景としては元配偶者の借金や異性との関係などが語られた。そして離別・離婚をするにあたっては周囲からの反対を受けたという人もいた。自営業を営むFさんは元配偶者の金銭問題が引き金となって離婚に至ったが、周囲に相談した際、「子どものことを考えて、まず離婚はしないほうがいい」と口々に言われたと語った。自分の母親からも「まず離婚するなど。奥さんの借金くらいだったら払ってやるからって言われた」と述べており、周囲から離婚に反対されていたことが分かる。しかし、彼らは配偶者と離別し、多くの場合は積極的に父子での生活を送ることを望んでいた。その理由には元配偶者の経済状況や子どもへの養育態度に対する不安などがあった。また元配偶者が再婚した場合に自分の子どもが継父から暴力や虐待を受けるのではないかと不安に感じたというケースも見られた。そして実際に父子での生活を送ることが可能になった背景には、父子で生活を営む「見通し」が立てられたことがある。すなわち「母親役割」とされる家事や育児などのケアを子どもに与えることができるという「見通し」をつけることによって子どもの引き取りが現実のものとなっていた。そしてこれには二つのタイプが見出された。

第一に、自分の親(子の祖父母)との同居や親族からのサポートが見込まれているケースである。対象者14名のうち、半数の7名が家事や子育てについて親族からのサポートを受けていた。そのうち親族と同居していたケースが5例(Eさん、Fさん、Hさん、Jさん、Nさん)あり、近居でサポートを日常的に受けているケースが

2例（Aさん、Gさん）であった。中でもHさんは母親が同居し、家事・育児をサポートしてくれることを承諾したからこそ子を引き取ることを決意できたと述べた。厚生労働省（2011）の調査によれば、父子世帯で子ども以外の同居者がいる割合は60.6%であり、同居者は親が50.3%である。一方、母子家庭では子ども以外の同居者がいる割合が38.8%、うち親との同居は28.5%と父子家庭より低く、父子家庭にとっては親族が重要なサポート資源であることが言える。

他方で親族のサポートが見込まれないケースでも本人の家事や育児に対する抵抗感がないために「母親役割」を遂行できると考えていた対象者もいた。その背景として、対象者の多くは元配偶者との離別前から家事を分担していたことや、飲食業に携わっていた経験などが語られた。例えば、飲食業に携わっていたBさんは元配偶者と離婚する際、「俺は子どもの面倒を見る自信もあったし、職業的にも別に食材を扱ってるからご飯作れない訳じゃないし、昔からそういうことは嫌いじゃないし、俺は子どもを育てられる」と考えていたことを明かした。家事ができるという自信がシングルファーザーとして子どもと暮らす生活を選択する際の条件となり得ることが推察される。

このように父子での生活に対し何らかの「見通し」を立てていたシングルファーザーたちではあるが、周囲の反応は父親が子どもを養育することに対して、否定的な声が多かったという。例えばDさんの場合は周囲の友人から「お前は（子育ては）無理だ」と言われ、子どもを元配偶者に「渡す」よう助言されたという。さらにDさんは離婚するにあたって裁判所の職員に「片親は絶対にまっすぐにはいかないよ」という言葉をかけられたという。

そこでカッときたんですけど、で、ましてあの「父親方につくとそれはもう絶対にうまくいかないから」なんて言われたり、周りの人も言ってきたんでそういうことを。（中略）「なんで男親は子どもを見ちゃいけないの」っていう、男は働いてっていう、働いてあと飲み屋行って遊んだりとか、そういう感覚の人たちがやっぱり多いんですよ。男の人たちって。（Dさん）

Dさんは自分の親からも同じことを言われたと語り、社会的に男性が子育てをすることが受容されていないことを実感していた。たとえ父子での生活を形成する土台があったとしても、対象者たちは自分が子どもを引き取ることができるか、具体的には自分が親権を取得できるか否かについて不安があったという。

離婚で一番怖かったのが、子どもがここからいなくなる、やっぱりかみさんが連れていくもんだって。で、一番最初に離婚っていう話になった時に思ってた。（Bさん）

Bさんの語りからは離婚した場合、母親が親権者となるものだと考えていたことが分かる。Eさんも「絶対公の場に裁かれたときは、絶対女性のところに親権が行くはずなんですよ。絶対。どっちに非があったとしても。」と強調した。Fさんのケースでは、離婚した場合の親権について「無条件で母親」であると思っており、妻もはじめ親権を得たいと表明していたものの、後にFさんが親権を獲得することに同意したため、1回の調停で結論が出たという。このときを振り返ってFさんは「自分は恵まれてるから、自分の意志で離婚もできたし、親権も取れた」と語った。このように「子育ては母親が行うもの」というジェンダー規範にもとづいた周囲の反応によって、父子での生活が実現できたこと、親権を取得できたことは当事者たちにとって「恵まれた」こととして認識されていた。

2) 子育てにおける「不利」

父子家庭の形成時点で困難を経験していたシングルファーザーたちであるが、子育ての場面でも性別役割分業に根差したジェンダー規範の強さを目の当たりにしていた。特に福祉制度のジェンダーギャップについては多くの対象者が口にした。例えば保育園の入園申請にあたって優先的に入園できるとされる項目に「父子家庭」の文字がなかったこと⁴をFさんは挙げた。当時、飲食店に勤めていたFさんは離別後すぐに幼い二人の娘を実家の祖父母のもとに預け、自分は週に1～2回、実家に帰って娘との時間を過ごすことに決めた。その後、父子での生活に移行しようと自分の住む場所の近くの保育園に娘を入所させようとしたところ、それがかなわなかった。子どもが祖母と一緒に暮らしていたことが認可保育所に入ることができなかった理由であったという。結果、実家近くの幼稚園に通わせることとなったが、勤務が夜遅くまでであるFさんは実家と職場を毎日数回往復しながら娘たちの送り迎えもこなし、ほとんど睡眠時間もとれないような生活であったという。これらの苦労をFさんは「どうしようもないっていう現実」と表現した。

保育園…探してたときに条件項目があって、あの一、母子家庭一番だったんですよ。で、その次に共働き

だったんですよ。で、あの一、父子家庭がね、その中になかったんですよ。(Kさん)

2人の娘をもつKさんも同様に父子家庭であるがために希望する保育園に子どもを入園させることができなかった。そのためしばらく仕事を休業扱いにしてもらったり、個人でヘルパーを雇ったりしながら入園できるまで待機していたという。自治体の職員からは保育料の高い無認可保育園を勧められたKさんは「父子家庭であれば経済的には問題がないはず」というまなざしを感じたという。

あの一。育てながら仕事制限かかるのはねえ、あの一、母親、なに、女性の方も一緒だし、男も一緒なわけなんですよ。そういう…仕事に制限かかるつつうのは、働いてる以上ね。(Kさん)

こうした状況に対してKさんをはじめとして複数の対象者から男女の処遇の平等を求める様子がみられた。

平等にしてもらいたいですよね。お母さん片親でお母さんのほうがすごくこう優遇されてて、お父さんの片親ってさっき言ったこういうのもそうなんですけど、ほとんどこうないんですよ。だから同じ収入でもなんか違って来るんですよ。母子家庭と父子家庭って。こういった面で。(Dさん)

Dさんは調査時点でひとり親歴が7年以上にわたっており、当時は児童扶養手当が父子家庭には対象外であったことを含め、父子家庭は母子家庭に比べ社会から配慮がなされていないことに疑問を抱いていた。「子どもは好きでね、片親選んでるわけではない」と理由づけたうえでDさんは父子家庭にも母子家庭と同様の経済的保障を望んでいると明かした。

一方、経済的には困難を抱えていないものの、子どもの世話を同居する親族に任せていて自分は「居候のような形」になっているというEさんは、所得があるだけでは子育てはできない、と言及した。

ほんとにだから、所得があっても子育てはできませんよってということだけですね。だからそこだけを基準にしちゃうと、やっぱり男性は不利ですよ。女性は女性で大変だと思うんですけど、(中略) (男性は)絶対に犠牲にしないと子育てはできないですよ。それぐらいやっぱり大変ですよ。(中略) 何もないですよ。本当に所得があるだけで、何もありませんよ。(Eさん)

Eさんはシングルファーザーを「不利」だと表現している。「ひとり親で、たぶん自営じゃなかったら無理でしょうね、たぶん。」というNさんも、サポート資源を得られないシングルファーザーがいかに辛い境地に追いやられるか思い至り、紙一重で自分の生活が成り立っていることを実感している様子であった。「男性ゆえの困難」は生活上の至るところに立ち現れることを示唆するのが次のBさんの語りである。

父子家庭の中でのこう、なんていうんですか、辛いところだったりとか…(中略) 私生活、学校、子育て、会社、全てにおいて、こうね、女性だから、ばっかりこう取り上げられてる、昨今ですね、ありますけど、男性だからっていうところも結構多いですよ、ええ。(Bさん)

また離別後も正社員として就労を継続するGさんからはひとり親として父親役割と母親役割を同時に遂行することの困難が語られた。

(子どもに対して)細かいことを言っちゃうので、だから「そのへん片付いてないから片付けなさい」とか。(中略) 出来てないと細くなるんです。たまーに、本来あるべき家庭の中の、お父さん像っていうのを見せてあげられてないので、まあそういうのは…子どもたちがちょっと自分で将来探さなきゃいけないんですけど。(Gさん)

他方でGさんは「子どもはやっぱり仕事頑張ってくれないお父さんは嫌だと思わなきゃダメですよ。そこは1番なんです。」と語り、男性としての稼ぎ手意識を強く保持したまま家事や育児を遂行することに対する葛藤がうかがえた。

このようにシングルファーザーたちは「母子家庭」に比べて「不利」であるとして自らの子育ての困難を意味づけ、ジェンダー不平等の解消を望んでいた。そして現実の困難に加えて、それが社会から不可視化されていることに対する疑問や憤りの強さが確認された。困難が不可視化される背景には「男性ならば経済的に余裕があるはずである」などの「男性＝稼ぎ手」というジェンダー規範が存在していた。そしてそうした稼ぎ手意識を当事者であるシングルファーザーたちも一部、内面化していることも明らかとなった。

3) 子育ての困難に対する解釈

シングルファーザーたちは周囲のまなざしや福祉の場におけるジェンダー不平等な制度に直面することで男性

が親役割を遂行することの困難を実感し、そうした社会への疑問を抱いていた。しかし、そうした疑問や主張は死別者との対比の中で相対化されていた。例えば、子どもを保育園に入れる際に父子家庭であるがゆえの難しさを感じたというFさんはその語りの後に以下のように続けた。

自分の中で、離婚と死別が全然意味合いが違って、離婚って、さっきも言ったけど、自分たちの意志で離婚してるわけですよね。こういうことになるってわかって離婚してるわけだから、あんま強く言えないなっていうようなところは、正直自分の中ではあるんですね。だから、さっき保育園のときに区役所で言われても、カチンときたんだけど、しょうがないかなって。そこで、なんとかしてくれよって言っても、離婚したのは自分の意志だし、っていうのもありますよね。(Fさん)

当時、Fさんが直面したという保育園の入園にまつわる問題は父子家庭と母子家庭の待遇の違い、すなわちジェンダーの問題に起因するものであるが、Fさんは「離婚している」ことを理由に「強く言えない」としている。Eさんもまた生別と死別の違いに言及した。

勝手に離婚する人はいいと思うんですけど、中には例えば死別の方もいらっしゃられるじゃないですか。そういったときに、でも働かないといけない。でも働いたら結局、子育てができない。でも、そうするとなんらかのさっきの、時短をするような、そういった会社のあれを使わないと、そうすると…今の会社違うのかもしれないけど、当然出世にも響くでしょうし。(Eさん)

上記の語りの中に見られる「働いていると子育てができない」という現実が生別であっても死別であっても変わらないはずであるが、この点でも「勝手に離婚する人」と死別者は差異化がなされている。

さらに離別の経験は、父親の子育て意識の強さにも影響していた。例えばBさんは、もしやむを得ず幼い子どもを家に一人でいさせたときに自宅で火事が起きたとしたら周囲からは「離婚したあんたが悪いって言われる」と考えており、そうした意識が子育てへの責任意識を強めていた。また実家が近くにあるGさんは子育てで親にサポートをしてもらうことはあるものの、基本的には子どもは自分の手で育てたいと語ったが、その理由は「離婚」により子どもに「寂しい思いをさせた」ことであった。契約社員として働くHさんも「子どもなんかはやっぱり大なり小なり僕なんかより子どもの方が苦勞したんじゃないですかね。」と語っており、父子家庭になったことによる苦勞について子どもに比べれば自分の苦勞はささいなものであると考えていた。

二人の娘と父子のみで生活している50歳代のKさんは一人で子育てをしていることについて周囲の男性から「大変だよな」、「よくやるな」といった声をかけられるという。これに対してKさんは以下のように語った。

ま、実際子どもを育てると、不都合ばかりですよ。ええ。いろんな意味で。ただ、離婚って死別じゃなくて、自分の意志で離婚したんで、それはやっていかないとしょうがないかなってというのは、誰しもの思ってることだとは思いますが。(Kさん)

この後Kさんからは「親の都合」、「親のわがまま」、「勝手」といった言葉が続いた。さらに「子どもを犠牲している」とも感じていた。またKさんは「子どもにはそういう同じ道を歩いてほしくない」と語っており、離婚自体を否定的に捉えてもいた。Fさんもひとり親としての苦勞を経た当事者として、離婚は避けるべきものだと意味づけていた。

自分も誰かから相談されたら「離婚はしないほうがいいよ」ってやっぱり言いますよね。そういう意味で大変ですよ、片親ってね。(Fさん)

以上のように離婚（離別）には「親の都合」や「自分の意志」といった意味づけがなされており、ひとり親としての種々の苦勞は離別という「選択」の帰結、すなわち「自己責任」とみなすことで決着されていた。

5. 考察

本稿では、配偶者と生別したシングルファーザーがどのように子育てをめぐるジェンダー規範を認識しているか、そしてシングルファーザーとして行う子育てをどのように意味づけているのかについて記述してきた。

まず対象者たちは「子育ては母親がするもの」というジェンダー規範のもと、父子家庭を形成すること自体に困難を感じながらも、子育ての「見通し」を立てることによって父子での生活を実現させていた。対象者らの多くは積極的に父子での生活を望み、家事や育児を通して子どもの成長を身近で実感するなど、父子での生活を肯定的に

とらえられていた。父子で営む生活の中で、「子育ては母親がするもの」という従来のジェンダー規範は否定されるようになっていた。しかし、父子家庭を形成する場面においては「子育ては母親がするもの」というジェンダー規範が、そして子育ての場面では「男性ならば経済的に余裕があるはずである」というジェンダー規範が立ち現れ、間接的に彼らの親役割の遂行を困難なものにしていた。特に保育園の入所手続きの場面などでは福祉のジェンダーバイアスにも直面し、こうした現実が「男性稼ぎ手」規範の認識と父子家庭の「不利」の実感につながっていた。

そのような社会におけるジェンダー規範とそれにもとづく困難を対象者たちは日々の子育ての実践を通じて、乗り越えようとしていた。しかし他方で、子育ての困難は「生別（離婚）したこと」の自己責任として解釈されていた。対象者たちにとって離別は「子どものため」のものではなく、「わがまま」、「身勝手」などという言葉を用い、「個人の選択」として語られていた。春日（1989）においてもこうした自己責任の意識は見出されていたが、そこで描かれているのは社会からのまなざしに対する認識のみであった。しかし、本稿におけるシングルファーザーたちは自らその論理を積極的に引き受け、内面化していることがうかがえた。

シングルファーザーたちが親権をとれたこと、父子家庭としての生活を形成できたことを「恵まれたこと」と認識しているのは従来のジェンダー規範にさらされているからであるといえる。そしてそうした規範を内面化しているからこそ、父子での生活は「（規範に逆らって）あえて自分が選択したこと」として意味づけられやすい。その結果、生活の中で起こる困難についても自己責任の論理がより強くはたらいっていると推察される。このようにとらえると、当事者たちの間にはジェンダー規範を相対化するベクトルと同時に、ジェンダー規範を強く内面化するベクトルが働いていることが見出される。そしてそうした意識は周囲の反応からの影響を強く受けている。Blumer（1969=1991）のシンボリック相互作用論に則れば、ものごとの意味は、個人とその仲間との社会的相互作用の中から導き出される。そしてそれは出会ったものごとに対処するなかで、その個人が用いる解釈の過程によってあつかわれたり、修正されたりする。すなわち、シングルファーザーたちが持つ子育て規範への意味づけも父子家庭を形成する場面や子育ての場面での周囲との相互作用の中で作られていることが言えよう。

そして、現代社会において「自己責任」という言葉はさまざまな場面でマジックワードのように用いられる。Beckらはリスク化・個人化された社会では、「規範の弱体化」にともない個人の「選択肢」が増大する反面、個人は常にその選択の結果に対しての「自己責任」という負担を負うことになるのだという（Beck&Beck, 1990=1995: 山田, 2004）。一方で、本稿におけるシングルファーザーたちの語りの中で「自己責任」という言葉が用いられた背景には、必ずしも規範の弱体化だけが存在するとは解せない。むしろ従来のジェンダー規範にもとづく「不利」を「自己責任」というレトリックを用いて「負のサンクション」として意味づけ、正当化する様は、従来のジェンダー規範に添う形で自分の置かれた立場を再解釈しているとみることができる。「規範の弱体化」が選択に対する「自己責任」を押し進めるとい側面だけでなく、規範がどのような形で残存し、人々によって取り扱われているのかについても検討する必要があることが示唆された。

本調査の限界として、対象者が特定の地域でサンプリングされていることがあげられる。より多様な地域で調査を行い、地域の特殊性を踏まえた検討をすることが必要である。また本研究も含め、これまでのひとり親研究はシングルファーザーがひとりで子どもを育てることの経験や困難に主眼がおかれてきたが近年、諸外国では離別後の父母による共同養育についての議論が盛んとなっている。父親本人や祖父母だけでなく地域社会や別居親などその他の行為主体がどのようにひとり親家庭の子どもの養育に関わるのかについて調査することを今後の課題としたい。

【謝辞】

本稿では川崎市男女共同参画センターにより行われた「シングルファーザー生活実態インタビュー調査」のデータの一部を使用しました。ここに御礼申し上げます。

【註】

- 1 「平成23年度全国母子世帯等実態調査」(厚生労働省, 2012) の中では、父子家庭は「母のいない児童がその父によって養育されている世帯」と定義されている。
- 2 非婚も死別に比して社会から「負のサンクション」を埋め込まれている(湯澤, 2013) ため対象とすべきところであるが、対象者の中に該当者がいなかったため分析は行われなかった。
- 3 対象者の年齢や子どもの学年などの対象者の概要はインタビュー当時のものである。
- 4 現在(2016年)では、川崎市は保育所の利用調整の基準について父子世帯と母子世帯を同様に取り扱っている。

【参考文献】

- Beck, Ulrich & Elisabeth Beck-Gernsheim, 1990“Das ganz normale Chaos der Liebe” Frankfurt am (=1995, tr. by Mark Ritter & Jane Wiebel “The Normal Chaos of Love”, Cambridge: Polity Press.)
- Blumer, H.G., 1969, “Symbolic Interactionism”, Prentice-Hall. (=1991, 後藤将之 訳『シンボリック相互作用論—パースペクティブと方法—』, 勁草書房).
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構, 2014 「第3回(2014)子育て世帯全国調査」.
- 藤原千沙, 2010 「ひとり親世帯をめぐる社会階層とジェンダー」, 木本喜美子・大森真紀・室住真麻子編著、『講座現代の社会政策4) 社会政策の中のジェンダー』明石書店.
- 石井クンツ昌子, 2013 『「育メン現象」の社会学: 育児・子育て参加の希望を叶えるために』ミネルヴァ書房.
- 岩下好美, 2013 「ひとり親の父の家庭役割と職業役割: 家庭と職場における役割遂行と資源」 家族関係学: 日本家政学会家族関係学部会(32), 51-63.
- , 2014 「ひとり親の父の役割遂行における資源と葛藤: アイデンティティ理論のアプローチから」お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士(社会科学)学位論文; 博甲第116号, ジェンダー学際研究専攻.
- 岩田美香, 2009 「階層差から見た父子家庭の実態(特集 父親)」『家計経済研究』(81), 43-51.
- 春日キスヨ, 1989 『父子家庭を生きる—男と親の間』勁草書房.
- 神原文子, 2007 「ひとり親家族と社会的排除」『家族社会学研究』18(2), 11-24.
- 神原文子, 2010 『子連れシングル ひとり親家族の自立と社会的支援』明石書店.
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2014 「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」.
- 厚生労働省, 2009 「平成21年度『離婚に関する統計』の概況」.
- 厚生労働省, 2011 「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」.
- 厚生労働省, 2013 「第4回児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 議事録」(2016年11月15日取得 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000014665.html>).
- 落合恵美子, 2000 『近代家族の曲がり角』角川書店.
- 佐藤郁也, 2008 『質的データ分析法 原理・方法・実践』.
- 周燕飛, 2014 『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』労働政策研究・研修機構.
- ウヴェ・フリック, 2002 『質的研究入門—人間の科学>のための方法論』小田博志・山本則子・春日常・宮地尚子 訳, 春秋社.
- 山田昌弘, 2004 「家族の個人化」社会学評論 54(4), 341-354.
- 湯澤直美, 2013 「ひとり親世帯をめぐる分断の諸相」庄司洋子編『親密性の福祉社会学 ケアが織りなす関係』東京大学出版会, 69-94